

e-Tax と 住基カード

(電子証明入り)



！ 3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成25年1月4日(金)から3月15日(金)の申告期限内までにe-Taxで行った場合、所得税額から最高**3,000円**(その年分の所得税額を限度)が控除されます。

※なお、この控除の適用を受けることができるのは、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回であり、過去にこの適用を受けられた方は再度受けることはできません。

また、所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票や医療費の領収書、社会保険料・生命保険料控除等の証明書等は、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます。(ただし、確定申告期限から5年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)

！ e-Taxで申告するには！

☆事前に準備いただくもの

- ・インターネットのできる環境
- ・電子証明書入り住基カード
- ・ICカードリーダーライター(2,500円〜4,000円程度で購入できます。利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認のうえ、家電量販店やインターネット販売等でお求めください。)

～「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ～



Step 1

開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署にオンラインで提出してください。(書面での提出もできます。)

Step 2

税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書がオンラインで発行(通知)されます。(書面で開始届出書を提出された方には、書面で通知書が送付されます。)

Step 3

e-Taxの初期登録(暗証番号の変更及び電子証明書の登録)を通知書に記載された期限までに行ってください。※e-Taxを行うためのパソコンのセットアップは、e-Taxホームページから行えます。

・詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「国税電子申告・納税システム(e-tax)」をご覧ください。また「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告することができます。

！ 住基カードを取得するには！

- ・免許証・パスポート等公的証明書と印鑑(写真付をご希望の場合、顔写真1枚。無帽、無背景で6ヶ月以内に撮影されたもの)をご持参のうえ、役場住民生活課住民係窓口で申請手続きを行ってください。

・住基カードの交付は、申請から**2週間程度かかります**ので、**早めに申請手続き**を行ってください。

※手数料500円が必要です。住基カード受領後、電子証明書の申請手続きを行ってください。

※電子証明手数料500円と住基カード(写真付でない場合は免許証・パスポート等公的証明書)が必要です。

※電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が過ぎた場合には手続きが必要になります。

※電子証明手数料500円と住基カード(写真付でない場合は免許証・パスポート等公的証明書)が必要です。

詳しくは・・・

www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前には是非ご覧ください。

ネットで「ラクラク」はじめよう で できます。